

上下水道使用料用途別料金 比較表 ※税込表記

■水道

用途	基本			超過		
	水量	料金(8%)	料金(10%)	水量	料金(8%)	料金(10%)
家庭用	10m ³	1,620円	1,650円	1m ³ ごと	172.8円	176円
団体用	20m ³	3,456円	3,520円	1m ³ ごと	226.8円	231円
営業用	20m ³	3,996円	4,070円	1m ³ ごと	226.8円	231円
工業用	80m ³	11,340円	11,550円	1m ³ ごと	226.8円	231円
浴場用	100m ³	12,960円	13,200円	1m ³ ごと	172.8円	176円
酪農用	1m ³ 未満	1,620円	1,650円	1m ³ ごと	75.6円	77円
その他	1m ³	399.6円	407円	1m ³ ごと	399.6円	407円

■下水道

用途	基本			超過		
	水量	料金(8%)	料金(10%)	水量	料金(8%)	料金(10%)
一般用	10m ³	1,512円	1,540円	1m ³ ごと	151.2円	154円

皆様から頂いた使用料により上下水道事業を運営していますが、その中でも水道水の水源である、井戸にかかる発注工事などをご紹介します。

①平成27年度～平成29年度 北部地区3号取水さく井工事 (試験堀から認可申請まで) 5,441万円

概要:北部地区(徳満より北と西側の地区)の水源である井戸の水不足に伴い新たな井戸をさく井しました。

②平成30年度 北部地区芦川2号井浚渫工事 194万円

概要:北部地区の水源である芦川2号井戸の洗浄をおこない、井戸の水量回復を実施しました。



2号井戸状況



井戸清掃状況

③令和元年度 本町地区新規水源調査委託業務 356万円

概要:本町地区(市街・西豊富・温泉方面)の今後の水不足に備え、新たな水源候補地を調査します。

●お知らせ

- ・水道のトラブルは「豊富町給水装置工事指定業者」へ修理依頼をお願いします。
- 「豊富町給水装置工事指定業者」は、(有)豊富水道・安藤管工設備(有)・恵菱設備(株)となっております。

お問い合わせ 役場建設課上下水道係 ☎82-1001(内線155・156)

上下水道情報

今号のテーマ 消費税率10%

上下水道使用料は11月分から、消費税率10%に引き上げします

■上下水道使用料の消費税率について

令和元年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられる予定となっております。このため、消費税を含む上下水道使用料は、この引き上げ分を転嫁する必要があります。上下水道をご利用になられている皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

■消費税率10%転嫁の対象

- ・水道使用料
- ・下水道使用料

H29新設 芦川3号井戸揚水試験状況



■上下水道使用料の算定方法および消費税率引き上げ後の差額



例 2人家族が1ヵ月に「14m³」使用した場合(14m³ = 基本料金10m³ + 超過料金4m³)

家庭用料金:(水道)基本料金1,500円、超過料金160円/m³ (下水道)基本料金1,400円、超過料金140円/m³

令和元年10月分まで [8%]

水道	(基本料金10m ³ = 1,500円 + 超過料金4m ³ = 640円) × 消費税1.08 = 2,310円
下水道	(基本料金10m ³ = 1,400円 + 超過料金4m ³ = 560円) × 消費税1.08 = 2,110円
合計	4,420円

差額
+80円

令和元年11月分から [10%]

水道	(基本料金10m ³ = 1,500円 + 超過料金4m ³ = 640円) × 消費税1.10 = 2,350円
下水道	(基本料金10m ³ = 1,400円 + 超過料金4m ³ = 560円) × 消費税1.10 = 2,150円
合計	4,500円

※上下水道使用料は月の中旬からの周期となっており、使用量を水道メーターにより計測し翌月に請求をおこなっています。(例:11月分)11月分の請求は、10月20日～11月20日までの使用分を12月に請求します。

「蛇口をひねると、安全で美味しい水道水がでる。」水道水は、皆様から頂いた水道使用料からつくられています。